

提供日 2026/07/08  
タイトル 県職員（知事部局）の懲戒処分  
担当 総務部人事課  
連絡先 監察班  
TEL 054-221-3230



幸福度日本一の静岡県

**(要 旨)**

本日、静岡県は、懲戒処分を次のように実施した。

**(概 要)**

**1 事案（その1）**

- (1) 処 分 日 令和8年7月8日（水）
- (2) 処分量定 停職2箇月
- (3) 部 局 名 健康福祉部
- (4) 本庁・出先の別 出先機関
- (5) 職 位 主任級
- (6) 年 齢 30歳代
- (7) 性 別 男性
- (8) 事件概要

被処分者は、健康福祉部こども若者局こども政策課（令和6年度まではこども未来局こども未来課）に勤務していた、令和5年度から令和7年度にかけて、次世代育成支援企業（こうのとりカンパニー）認証事務に関し、公文書の偽造、公印の不正使用、事務放置及び認証日の遡及など17件の不適正な事務処理を行った。

**(9) 管理監督責任**

このような事態を招いた責任を問い、関係職員に対して処分を行った。

被処分者	処分量定
令和7年度担当課長	部局長文書厳重注意
令和7年度担当課長代理、担当班長	所属長文書厳重注意

## 2 事案（その2）

- (1) 処分日 令和8年7月8日（水）
- (2) 処分量定 減給（10分の1）3箇月
- (3) 部局名 危機管理部
- (4) 本庁・出先の別 本庁
- (5) 職位 課長級
- (6) 年齢 50歳代
- (7) 性別 男性
- (8) 事件概要

被処分者は、特定女性に対して、令和7年10月から11月までの間、複数回にわたって追従しつきまとい、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に違反する行為を行ったとして、静岡地方検察庁に送致され、令和8年5月20日（水）付けで不起訴処分（起訴猶予）となった。

## 3 事案（その3）

- (1) 処分日 令和8年7月8日（水）
- (2) 処分量定 減給（10分の1）3箇月
- (3) 所属名 総務部職員厚生課
- (4) 職位 主査級
- (5) 年齢 40歳代
- (6) 性別 女性
- (7) 事件概要

被処分者は、令和4年から令和7年までの間、合計で62日6時間、休暇取得申請を行わないまま出勤せず、所定の休暇付与日数を超過して18日1時間30分の欠勤を生じた。

### (8) 管理監督責任

このような事態を招いた責任を問い、関係職員に対して処分を行った。

被処分者	処分量定
令和4、5年度所属長	文書厳重注意
令和6、7年度所属長	文書厳重注意